

第 59 回産業統計部会議事概要

- 1 日 時 平成 28 年 8 月 8 日（月） 15:55～18:00
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
 - （部 会 長） 川崎 茂
 - （委 員） 西郷 浩、河井 啓希
 - （専 門 委 員） 安倍 澄子、野見山 敏雄
 - （審議協力者） 野崎 和美、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、静岡県、千葉県
 - （調査実施者） 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課：春日課長ほか
農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官室：齋藤管理官補佐
 - （事 務 局） 総務省：横山大臣官房審議官
総務省統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：谷輪統計審査官、佐藤調査官ほか

4 議 題 「作物統計調査の変更について」

5 概 要

作物統計調査の変更に係る統計委員会への諮問の概要について、総務省政策統括官付統計審査官室から説明が行われた後、「未諮問基幹統計としての確認事項」、「調査対象の範囲の変更」、「調査周期の変更」及び「報告を求める者の変更」について審議が行われ、一部の事項については、農林水産省において再度整理し、その結果を次回以降の部会において報告することとされた。

主な意見は以下のとおり。

（1）未諮問基幹統計としての確認事項

- ・ 収穫量調査の回収率について、例えば、みかんや野菜といった品目が調査年によって変動が大きいように思われる。その理由は何か。
 - 収穫量調査の回収率は、調査年による差はさほどなく、主産県調査実施年か全国調査実施年かによる変動が若干みられる程度と考えている。主産県調査実施年は報告者が限られているため回収率が非常に良い傾向にあるが、全国調査実施年は非主産県からの回答率が低くなり、当該品目全体としての回答率も比較的低下するといった傾向がみられる。また、母集団情報の経年変化による要因も考えられる。母集団情報が新しい時には有効回答率が高い傾向にあるが、年数を経ることにより、栽培や収穫・出荷を止めたことにより調査対象から脱落した結果として、有効回答率が低くなっていくといった傾向もみられる。
- ・ 気象状況による収穫時期の調査時期への影響等により、公表時期が遅れるものが若干みられるようであるが、このことによる統計利用者側からの苦情等はこれまでないと理解してよいか。
 - 公表予定時期までに公表しているものが全体の約 85%であり、それ以外も公表予定時期からおおむね 1 か月以内に公表していることもあり、公表時期の関係での苦情等は特に寄せられていない。
- ・ さとうきびの関係団体調査において有効回答率が低い理由は、大規模な精糖工場の他、

小規模な個人経営等の工場も調査対象としているためであると整理しており理解できる。一方、標本経営体の有効回答率については、品目によって低いもの、高いものが見られる中、調査拒否をしているのは規模の小さな標本経営体が主であり、大規模な標本経営体など作付面積や収穫量が全国値と比べて比率が多いところからは回収できているので、回答率が低くても問題はないということがいえるのか。

→ 標本経営体の規模の大小によって調査拒否の度合いに差異があるとか、規模の大きい標本経営体からの回答率は高いのかどうかといった検証は特に行っていない。有効回答率が低くなる理由としては、標本経営体から後継者等の関係で栽培や収穫等を止めたといった回答があり、調査対象から脱落した結果として有効回答率にも影響を及ぼしている状況があるのではないかと認識している。

- ・ 関係団体に対する調査においてオンライン調査を導入している中で、関係団体がオンラインによる回答を選択するメリットは何か。また、標本経営体に対する調査にオンライン調査を導入することについてはどのように考えるか。

→ 関係団体による調査票への入力・回答がシステム上で完結するため、わざわざ郵送する手間がなくなるし、24 時間いつでも回答できるといったメリットがあるものと考えている。

関係団体に対するオンライン調査は平成 27 年度に導入したばかりであり、まずは関係団体に対する調査において一定程度のオンライン回答率を確保することが重要であると考えている。しかしながら、各家庭においてもパソコンは普及してきており、将来的には標本経営体に対する調査においてもオンライン調査を導入することについて検討していきたいと考えている。

- ・ 本調査は基幹統計調査であり、報告者には報告義務がある。本調査では、このことについて、報告者に対し、どのように伝えているのか。

→ 調査票には記載していないが、農林水産省のホームページ上の本調査に係る Q & A の中で、調査票を記入・提出して頂く義務（報告義務）を課す調査であることを掲載し、お知らせしている。ただ殊更に報告義務を前面に出して調査を実施すると、かえって報告者の拒否反応を生む可能性があるため、そういったことにも留意しながら調査を行っていきたいと考えている。

- ・ 収穫量調査は、単位面積当たりの収穫量の平均値を出すものであるため、収穫量の総量を把握する調査と比べると、有効回答率の意味合いが少し異なっていると考えられるものの、標本が偏る可能性はあることから、今後、この点について分析していく必要があるのではないかと考える。

→ 有効回答率を向上させるためには、調査対象品目を栽培や収穫・出荷を行っていない農業経営体を標本経営体として選定しないようにすることが必要であり、そのためには母集団名簿の整備をしっかりと行うことが重要であると考えている。この点については、2015 年農林業センサスにおいて、品目ごとの作付面積についても把握しており、特に、野菜や果樹の個別の品目に係る作付面積情報に基づき、母集団名簿はかなり整備された

ものと考えている。そうした中で標本の偏り等について分析していくこととしたい。

(2) 調査対象の範囲の変更について

- ・ そば及びなたねに係る調査事項が特定作物統計調査（一般統計調査）から本調査に移管することで、これまでの同調査結果との間に断層が生じたり、精度が上がることによって調査結果が大きく変わったりするようなことはないのか。
→ 本調査では、そば及びなたねに係る作付面積と収穫量を把握することとしている。これらは、特定作物統計調査において従来から把握していた調査事項と同じものであり、調査対象も変更がないため、調査結果に断層は生じたり、調査結果が大きく変わったりすることはないと考えている。

(3) 調査周期の変更について

- ・ 果樹や茶については、高齢化による廃園の面積が拡大している。果樹及び茶の平成 27 年の栽培面積は、品目によっては対平成 22 年比で 1 割減少している。今後は高齢化のスピードが進むと思われるので、廃園の面積の増加による栽培面積の減少はこれまでの 6 年間の 1 割以上となることが想定される。このことを踏まえると、6 年ごとの全国調査と主産県調査だけでは実態を十分に把握できず、調査結果の誤差が拡大するおそれがあるのではないかと考えている。
→ 栽培面積の全国値の推計方法は、主産県において栽培面積が減少すれば、それに比例して非主産県においても栽培面積が減少するという推計の下、主産県の栽培面積の減少率を非主産県にも当てはめた上で推計する方法を採っている。主産県の栽培面積が、一定程度の幅で変動している限りにおいては、一定の精度を保った全国値の推計が可能と考えている。
- ・ 栽培面積については、主産県以上に、非主産県の減少率が大きいという印象を持っているが、そのようなことはあまりないということか。
→ 主産県調査においては、全国の作付面積の 8 割を占めるまでの都道府県を対象に調査を行うため、残りの 2 割をどう推計するかということになる。推計に当たっては、主産県の栽培面積の減少率を非主産県にも当てはめた形で推計する方法を採っているが、現在のところ、これ以外の前提を設けての推計方法は考えられないのではないかと認識している。
→ 平成 22 年から平成 27 年までの栽培面積の推移をみると、毎年ほぼ一定の比率で減少している状況がみられるため、特に問題はないと考えている。
- ・ 果樹など、品目によっては、品種改良等で作付けする品種が変わると、面積は変わらないが収穫量に影響があるケースも考えられる。この点について問題はないのか。
→ 品種が変われば単収水準は変動するが、新しい品種が開発されても、栽培面積が急に変動することはなく、徐々に変動していくものと考えられる。このため、大きな誤差が生じるといった問題はないものと考えている。
- ・ 主産県調査年に関する公表値と推定値の対比は、誤差自体は小さいものの、作付面積及

び収穫量については100%を越えているものが多く、100%を切っているものが少ないように思う。これは、非主産県は、主産県よりも減少率が高いため、推定値は公表値よりも高めの数値が算出される傾向があるのではないかと考えられる。現行は、非主産県に主産県の減少率を当てはめて全国値を推計することとしているが、よりよい推計の仕方について今後、検討していただければと考えている。

→ 非主産県の栽培面積の減少率が主産県よりも多いため、推計値が公表値を上回る傾向にあるという考え方もあると認識している。非主産県の栽培面積の減少率の推計方法については、現行の方法が最も適していると考えますが、よりよい推計方法が見つければ、当該方法へ切り替えることについて検討したいと考えている。

- ・ 主産県調査は、品目について栽培面積が8割を占めるまでの都道府県を対象に調査を行うものであり、仮に、主産県が47都道府県に対して10県程度と少なければ、調査業務は効率化されると考える。しかし、主産県の数が多い場合は、あまり調査業務の効率化はなされないものとする。主産県調査における都道府県数は、品目によって異なるが、全国調査と比してどの程度減少するのか。

→ 果樹でいえば、みかんやりんごは産地が限られているため、少数の県で栽培面積が8割を越える。なしのような全国的に作られている果樹については、栽培面積が8割を越えるためには一定数の都道府県の数が必要である。野菜については、指定産地が所在する都道府県については、毎年調査を行う必要があるものと考えており、主産県で9割以上を占めるため、効率化の効果は小さいが、果樹は品目によっては一定数の効果があるものと考えている。

(4) 報告を求める者の変更について

- ・ 2点伺いたい。1点目は、標本設計の抽出方法を確率比例抽出に変更することにより、分散の評価の式が変わることとなる中、こういった標本設計の変更に関連する情報について、きちんと提供を行うのかということ。2点目は、資料3-2の15ページの(1)の「母集団の変更」の表記について、これは作物統計調査全体の母集団を指しているのか、あるいは標本経営体調査における母集団を指しているのか。

→ 1点目の標本抽出の方法が変わるといった情報については、結果公表時に、分かるような形で適切に情報提供を行っていきたいと考えている。また、2点目の「母集団」については、標本経営体調査において標本経営体を選定する際の母集団を指している。

- ・ 作物別の作付面積調査において、収量が異なることを踏まえて、露地・施設別に層化を行うとのことだが、例えば、露地栽培において、加工・業務用野菜については収量が上がるような指導をしており、通常の露地栽培と比較すると収量が高いと思われる。そのあたりの状況について、本調査においてどのように反映していくのか。

→ 2015年農林業センサス結果では、加工・業務用野菜の栽培の状況についての情報がないため、現時点で対応することはできない。ただ、加工・業務用野菜を栽培している農業経営体は、おそらく大規模なところが多いと思われるので、そのあたりは作付規模階層による標本配分においてある程度反映されているものと考えられる。

- ・ 標準偏差などは外れ値の影響を受けるが、10 a 当たり収量について、外れ値の処理はどのように行うのか。標準的な処理方法について定めているのか。
 - 標準的な処理方法を定めているわけではないが、審査の過程において、明らかに誤りと思われる値については、照会をして補完する等の対応を行っている。ただ、作物については、例えば、被害等があった場合には極端な値になることもあるため、一定の基準に従って外れ値の処理方法を定めるということはなかなか難しいと考えている。

- ・ 標本設計の変更の理由として、限られた統計リソースの効率的な活用といったことが挙げられていたが、変更を行った後も、調査対象数はそれほど変わらないということである。このようなことから、今回の標本設計の変更は、統計リソースの活用という点ではあまり寄与はなく、あくまで精度の向上を目指したものという理解でよいか。
 - 全国調査における調査対象数という面では若干減少する程度であるが、今回、全国調査の周期を変更することによって、かなりの品目が主産県調査の実施に移行することとなるため、調査全体に係る業務量という面では大きな低減効果が見込めるものと考えている。
 - 標本設計の変更については、調査対象数はほぼ変わらないが、精度は向上するということであり、また、主産県調査への移行は、調査対象となる都道府県等の数の減少による報告者負担の軽減とともに、統計リソースの効率的な活用にも寄与することになるものと考えられる。このあたりの状況を理解するため、標本設計の変更による各品目の調査対象数の状況や、全国調査を主産県調査として実施することによる調査対象都道府県等の数の状況について試算して、次回の部会に提出していただきたい。
 - 標本設計の変更や全国調査の周期変更に伴う調査対象数の状況について試算し、次回の部会に提出する。

6 次回予定

次回部会は、平成 28 年 8 月 22 日（月）16 時から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。